

## 北広島町公告第 39 号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 1 日

北広島町長 箕野 博司



記

### 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	地区	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 223690001	北広島町政所	3.24	2022.7.1～2042.6.30	
集 223690002	北広島町政所	0.46	2022.7.1～2042.6.30	
集 223690003	北広島町政所	6.43	2022.7.1～2042.6.30	
集 223690004	北広島町政所	1.13	2022.7.1～2042.6.30	
集 223690006	北広島町政所	0.82	2022.7.1～2042.6.30	
集 223690007	北広島町政所	1.04	2022.7.1～2042.6.30	
集 223690008	北広島町政所	0.51	2022.7.1～2042.6.30	
集 223690009	北広島町政所	1.08	2022.7.1～2042.6.30	
集 223690010	北広島町政所	3.70	2022.7.1～2042.6.30	
合計		18.41		

### 2 縦覧場所

北広島町役場農林課

北広島町ホームページ(<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/>)

3 本公告により、北広島町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。